

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件

原告 相嶋 [REDACTED] 外2名

被告 国

証拠説明書(1)

令和5年5月31日

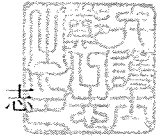
東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭



弁護士 河村



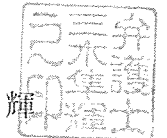
弁護士 我妻 崇



弁護士 山城 在



弁護士 三木 隼



上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書にお

いても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 B 1	ご質問書	写し	令和 5 年 4 月 2 6 日	原告ら代理 人弁護士河 村尚	令和 2 年 7 月 7 日以降、亡相 嶋に対して必要な医療行為 が行われていたか否か、必要 な医療行為が行われていれ ば胃がんを発見できた時期、 その場合の余命等について 専門医へ質問した内容。
甲 B 2	意見書	原本	令和 5 年 5 月 2 6 日	●●●●●● 病院 消化器内科 ●●●●●●	甲 B 1 に対する専門医の回 答内容。
甲 B 3	非動脈瘤性上部消化 管出血における内視 鏡診療ガイドライン	写し	平成 2 7 年 8 月	藤城光弘ら 日本消化器 内視鏡学会	亡相嶋に対して緊急の内視 鏡検査が必要であったこと 等。

以上